

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設 · 拡充 · 延長 · その他)

No	11	府省庁名	文部科学省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ()		
要望項目名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 中小企業者等の試験研究費がある場合の法人税額の特別控除制度 法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。 ・特例措置の内容 我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフッティングを確保しつつ、オープンイノベーションへの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。 <ul style="list-style-type: none"> ○オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の拡充を図る（恒久措置） ・控除率の大幅引き上げ（5倍程度）及び控除上限の別枠化（法人税額の10%）。 ・特別試験研究費の範囲の拡大（中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化）。 ○総額型の控除上限の引上げ措置（法人税額の30%）の延長を図る（平成28年度まで）。 		
関係条文	地方税法第23条第1項第4号、第292条第1項第4号、地方税法附則第8条1項及び第3項		
減収見込額	[初年度] ▲40 (▲4,252)		[平年度] ▲40 (▲4,252) (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 我が国の研究開発投資額（平成24年度17.3兆円）の約7割（同12.2兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じて我が国の成長力・国際競争力を強化する。あわせて、自前主義からオープンイノベーションへ企業行動を変革する。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国経済活力の源泉であり、新事業・雇用創出の担い手である中小企業者が経済・社会ニーズに即応した技術革新を図っていくことは我が国経済の発展に不可欠であるが、中小企業者は、新規事業のための優れたアイディアを持っていながら、資金不足、技術力不足等により、それを充分活かしていないのが現状である。 資金不足を補うことでこのような中小企業者の自主的かつ多様な研究開発を促進し、技術力を高め、新規産業・雇用機会の創出等、地域経済の持続的な経済成長を実現していく必要がある。</p> <p>日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発費を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後2年で研究開発費を維持し、大幅に増加させる必要がある。このためには、主要国の研究開発税制とのイコールフッティングの確保が重要であり、本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。具体的には①総額型の控除上限引き上げ措置（30%）の延長、を要望するものである。</p> <p>加えて、日本再興戦略改訂2014において掲げられた「自前主義からオープンイノベーションへの展開を加速する」という目標を達成するために、②オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の拡充（控除率の大幅引上げ（5倍程度）、控除上限の別枠化（控除上限：法人税額の10%）、特別試験研究費の範囲の拡大（中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化））を要望するものである。</p>		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進 施策目標7-3 科学技術システム改革の先導
	政策の達成目標	<p>我が国の優れたものづくりの基盤となっているものづくり中小企業者をはじめ、様々な付加価値を生み出す中小企業者が、将来にわたって競争力を維持・強化していくことが重要である。このため中小企業者が研究開発投資を持続的に行えるような環境を整備し、国税と合わせ民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する（日本再興戦略）。数値基準としては、対GDP比3%以上である。</p> <p>また、中小企業者においては、大企業に比べて研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業者が行う競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講じることにより、中小企業者の経営革新や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な成長を実現する。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> ○オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の拡充（恒久措置） <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引き上げ（5倍程度）及び控除上限の別枠化（控除上限：法人税額の10%） ・特別試験研究費の範囲の拡大（中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化） ○総額型の控除上限の引上げ措置（法人税額の30%）の延長（平成28年度まで）
	同上の期間中の達成目標	<p>民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する（日本再興戦略）。数値水準としては、対GDP比3%以上である。</p> <p>企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る（日本再興戦略改訂2014）。</p>

我が国は、主要先進諸国の中で、韓国に次ぐ対 GDP 民間研究開発投資比率となっている。

主要国対GDP民間研究開発投資比率（単位：%）

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40
日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57
アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95
ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02
フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48
イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10
中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51
ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66

*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国

政策目標の達成状況

出典：OECD「Main Science and Technology Indicators」

企業の研究開発費のうち、外部支出研究費は額・割合ともに横ばい又は減少傾向であり、我が国のイノベーションシステムにおいて、オープンイノベーションへの取組みは進んでいない。

	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY	H24FY
外部支出研究費（億円）	21,596	22,398	19,451	19,972	20,086	19,246
民間研究開発費に占める外部支出研究費の割合	13.5%	14.1%	14.0%	14.3%	14.1%	13.7%

出典：総務省 科学技術研究調査

要望の措置の適用見込み

- 平成27年度減収見込額 ▲40百万円
 - ・オープンイノベーション型の拡充 ▲39.5百万円
- ※その他、総額型控除上限の引き上げ措置延長 ▲159.5百万円

有効性

要望の措置の効果見込み
(手段としての有効性)

国税及び地方税における中小企業利用実績

平成19年度 5,747件
平成20年度 4,657件
平成21年度 4,411件
平成22年度 5,313件
平成23年度 5,290件
平成24年度 5,528件

【平成19～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」
平成23～24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】
(注) 平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。

主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり

平成24年度	
機械製造業	12. 4%
化学工業	16. 4%
輸送用機械器具製造業	5. 8%
食料品製造業	10. 1%
電気機械器具製造業	8. 5%
卸売業	19. 0%
サービス業	15. 8%

【平成 24
の適用実態調査の結果に関する報告書】により算出】

年度：財務省「租税特別措置

将来推計としては、現行の制度体系が変わらないものと仮定していることから、約5, 000件程度と推測される。

	当該要望項目 以外の税制上 の支援措置	中小企業基盤技術強化税制（国税）																												
	予算上の措置 等の要求内容 及び金額	<p>予算上の支援措置：戦略的基盤技術高度化支援事業</p> <table> <tbody> <tr><td>平成 18 年度</td><td>6 4 億円</td></tr> <tr><td>平成 19 年度</td><td>9 4 億円</td></tr> <tr><td>平成 20 年度</td><td>8 8 億円</td></tr> <tr><td>平成 21 年度</td><td>5 4 億円</td></tr> <tr><td>平成 21 年度補正</td><td>1 3 3 億円</td></tr> <tr><td>平成 22 年度</td><td>1 5 0 億円</td></tr> <tr><td>平成 22 年度予備費</td><td>1 0 0 億円</td></tr> <tr><td>平成 23 年度</td><td>1 5 0 億円</td></tr> <tr><td>平成 23 年度三次補正</td><td>5 0 億円</td></tr> <tr><td>平成 24 年度</td><td>1 3 2 億円</td></tr> <tr><td>平成 25 年度</td><td>1 0 8 億円</td></tr> <tr><td colspan="2">(ものづくり中小企業連携支援事業の内数)</td></tr> <tr><td>平成 26 年度</td><td>1 2 3 億円</td></tr> <tr><td colspan="2">(ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業の内数)</td></tr> </tbody> </table>	平成 18 年度	6 4 億円	平成 19 年度	9 4 億円	平成 20 年度	8 8 億円	平成 21 年度	5 4 億円	平成 21 年度補正	1 3 3 億円	平成 22 年度	1 5 0 億円	平成 22 年度予備費	1 0 0 億円	平成 23 年度	1 5 0 億円	平成 23 年度三次補正	5 0 億円	平成 24 年度	1 3 2 億円	平成 25 年度	1 0 8 億円	(ものづくり中小企業連携支援事業の内数)		平成 26 年度	1 2 3 億円	(ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業の内数)	
平成 18 年度	6 4 億円																													
平成 19 年度	9 4 億円																													
平成 20 年度	8 8 億円																													
平成 21 年度	5 4 億円																													
平成 21 年度補正	1 3 3 億円																													
平成 22 年度	1 5 0 億円																													
平成 22 年度予備費	1 0 0 億円																													
平成 23 年度	1 5 0 億円																													
平成 23 年度三次補正	5 0 億円																													
平成 24 年度	1 3 2 億円																													
平成 25 年度	1 0 8 億円																													
(ものづくり中小企業連携支援事業の内数)																														
平成 26 年度	1 2 3 億円																													
(ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業の内数)																														
相当性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	予算上の措置として、研究開発支援に係る補助金や委託費があるが、それぞれ、国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又はフェーズにおける成果の獲得を目指す制度である。一方、中小企業者による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置では、企業が自由な発想に基づく独自テーマの開発に取り組めるとともに、利益を出すことに注力出来る環境を整備するものである。																												
	要望の措置の 妥当性	研究開発を実施していない企業も含めた全企業の売上高に占める研究開発経費の割合は大企業で 2. 4%、中小企業者で 0. 3% と大きく差があるが、現に研究開発を実施している企業に限れば、売上高に占める研究開発費の割合の差は大企業で 3. 5%、中小企業者で 2. 4% と大差なく、中小企業者でも積極的に研究開発に取り組んでいることがわかる（出典：2009年版中小企業白書）。本税制は「中小企業者が付加価値を生み出すために行う試験研究を支援する」という政策目的であるが、有効に作用していると考える。また、本税制は国税措置を利用した中小企業者が、適用可能な措置であることから、適用要件は明確であり、税制として執行可能なものである。																												

税負担軽減措置等の適用実績

1. 減収額について
○地方税における減収額
減収額実績

平成19年度	29億円
平成20年度	43億円
平成21年度	23億円
平成22年度	30億円
平成23年度	40億円
平成24年度	39億円

【平成19～22年度：国税庁「会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」」
平成23～24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】

(参考) 国税における減収実績額（うち、税法上の中小企業分）

平成19年度	6, 269億円（167億円）
平成20年度	2, 881億円（246億円）
平成21年度	2, 565億円（131億円）
平成22年度	3, 726億円（174億円）
平成23年度	3, 395億円（234億円）
平成24年度	3, 952億円（223億円）

○増加型・高水準型における減収額

減収額実績

平成20年度	2. 4億円
平成21年度	1. 0億円
平成22年度	1. 7億円
平成23年度	2. 1億円
平成24年度	2. 3億円

(参考) 国税における減収実績額（うち、税法上の中小企業分）

平成20年度	178億円（14億円）
平成21年度	133億円（6億円）
平成22年度	224億円（10億円）
平成23年度	232億円 [増加型116億円、高水準型116億円]（12億円）
平成24年度	266億円 [増加型173億円、高水準型93億円]（14億円）

【平成20～22年度：国税庁「会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」」
平成23～24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】

(減収額の算出方法)

「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型、高水準型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。

2. 利用実績について

国税及び地方税における中小企業利用実績

平成19年度	5, 747件
平成20年度	4, 657件
平成21年度	4, 411件
平成22年度	5, 313件
平成23年度	5, 290件
平成24年度	5, 528件

【平成19～22年度：国税庁「会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」」

平成23～24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】

	<p>○増加型利用実績 平成23年度 1,228件 平成24年度 1,447件</p> <p>○高水準型利用実績 平成23年度 83件 平成24年度 81件</p> <p>【平成23~24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p>
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>試験研究を行った場合の法人税額の特別控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県民税 1,228,855千円 ・市町村民税 3,022,979千円
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>経済波及効果の試算</p> <p>【研究開発税制全体】</p> <p>(総額型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度減収見込額 562億円（中小企業者分12.4億円）【地方税1.6億円】 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 1,309億円（中小企業者分29億円）【地方税3.7億円】 ↓ GDP押上げ効果（マクロモデルによる計算） ・平成27年度の減税（562億円分）が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす <u>①GDP押上げ効果：5,627億円（中小企業者分124億円）【地方税1.6億円】、②雇用創出効果：約6.7万人（中小企業者分約1,500人）【地方税約190人】、③税収効果：約927億円（中小企業者分20億円）【地方税2.6億円】</u> <p>(オープンイノベーション型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度減収見込額 27億円（中小企業者分3.1億円）【地方税0.4億円】 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 52億円（中小企業者分6億円）【地方税0.8億円】 ↓ GDP押上げ効果（マクロモデルによる計算） ・平成27年度の減税（27億円分）が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす <u>①GDP押上げ効果：270億円（中小企業者分31億円）【地方税4億円】、②雇用創出効果：約0.3万人（中小企業者分約350人）【地方税約45人】、③税収効果：約44億円（中小企業者分5.1億円）【地方税0.7億円】</u>
前回要望時の達成目標	民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する（日本再興戦略）。数値水準としては、対GDP比3%以上である。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	民間研究開発投資の対GDP比率については、2009年度における1位韓国（2.64%）と2位日本（2.54%）との差は0.1%であったが、2012年度では韓国（3.40%）と日本（2.57%）との差が0.83%と8倍強に拡大。その理由は、2010年度、2011年度及び2012年度の我が国の民間研究開発投資がそれぞれ対前年度比0.2%増、2.2%増及び0.8%減にとどまっていることが主因であると考える。（2009年から2012年にかけて、韓国の研究開発投資は65.5%増である一方で、我が国は1.6%増）

これまでの要望経緯	昭和 60 年度	創設(税額控除率%)
	昭和 63 年度	2年間延長
	平成 2 年度	3年間延長
	平成 5 年度	2年間延長
	平成 7 年度	2年間延長
	平成 9 年度	1年間延長
	平成 10 年度	税額控除率の拡充 (6%→10%)
	平成 11 年度	1年間延長
	平成 12 年度	1年間延長
	平成 13 年度	1年間延長
	平成 14 年度	1年間延長
	平成 15 年度	税額控除率の拡充 (12%の恒久化) 税額控除率の拡充 (3%上乗せ措置により 12%→15%)
	平成 18 年度	税額控除率の拡充 (増加額に係る税額控除(増加額の 5%)) 税額控除率の廃止 (3%上乗せ措置の廃止により 15%→12%)
	平成 20 年度	税額控除率の拡充 (増加額に係る税額控除 (増加額の 5%) または売上高の 10%超過に 係る税額控除の選択制の追加)
	平成 21 年度	試験研究費の総額に係る税額控除制度等について①平成 21、22 年度 において税額控除限度額を、当期の法人税額の 20%から 30%に引き あげるとともに②平成 21、22 年度に生じる税額控除超過額につい て、平成 23、24 年度において税額控除の対象とすることを可能にす る。
	平成 22 年度	2年間延長 (平成 20 年度拡充の上乗せ措置部分)
	平成 24 年度	2年間延長 (同上)
	平成 25 年度	試験研究費の総額に係る税額控除限度額を、当期の法人税額の 20%か ら 30%に引き上げる (平成 26 年度末まで)
	平成 26 年度	上乗せ措置 (増加型・高水準型) を 3 年間延長するとともに、増加型を、 試験研究費の増加割合に応じて税額控除割合が高くなる仕組み (最大 3 0%までに) 改組。